

横浜市・川崎市で夜間営業時間の短縮にご協力いただいた皆様へ

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付します。

交付額：1店舗あたり最大22万円

対象店舗	22時～5時までの時間帯に営業をしていた店舗で、酒類を提供している飲食店、カラオケ店（テイクアウト専門店・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ・キッチンカー等は対象外）												
対象地域	横浜市、川崎市												
要請内容	5時から22時までの時間短縮営業												
時短営業要請期間	令和2年12月7日(月)～12月17日(木)												
協力金	1店舗あたり最大22万円												
	<p>※時短営業の開始が遅れた場合、「要請に応じた日数×2万円」を交付します。時短営業を開始した日から、17日まで連続して時短営業することが必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>時短営業実施日</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>12月10日～17日</td> <td>17日を含む連続した8日間で16万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月8日、15日～17日</td> <td>8日は連続していないため対象外。6万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月7日～16日、17日は通常営業</td> <td>17日を含まないため、対象外。0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象地域内で複数の店舗を営業している事業者は、時短営業を行った店舗を<u>一括して申請してください。</u></p>		例	時短営業実施日	交付金額		12月10日～17日	17日を含む連続した8日間で16万円		12月8日、15日～17日	8日は連続していないため対象外。6万円		12月7日～16日、17日は通常営業
例	時短営業実施日	交付金額											
	12月10日～17日	17日を含む連続した8日間で16万円											
	12月8日、15日～17日	8日は連続していないため対象外。6万円											
	12月7日～16日、17日は通常営業	17日を含まないため、対象外。0円											

【申請受付】申請方法等は決定次第、県ホームページにて公表します。

【問合せ先】

協力金第3弾コールセンター（12月7日以降に開設予定です）
 コールセンター開設までは **0570-056774** におかけください

※音声案内に従い、「9 協力金に関すること」を選択してください。

（受付時間）平日 朝9時～夕方17時

【裏面へ続く】

【主な要件】

1. 横浜市、川崎市で酒類を提供している飲食店、カラオケ店であること
2. 12月3日（時短要請日）より前に開業しており、営業の実態があること
3. 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証を12月3日（時短要請日）より前に取得していること。許可証に記載の許可者が申請し、記載の事業所と合致すること
4. 12月3日（時短要請日）より前から22時～5時までの時間帯に営業していたこと
5. 県の要請に協力し、5時から22時までの時間短縮営業をしていること

【提出書類】

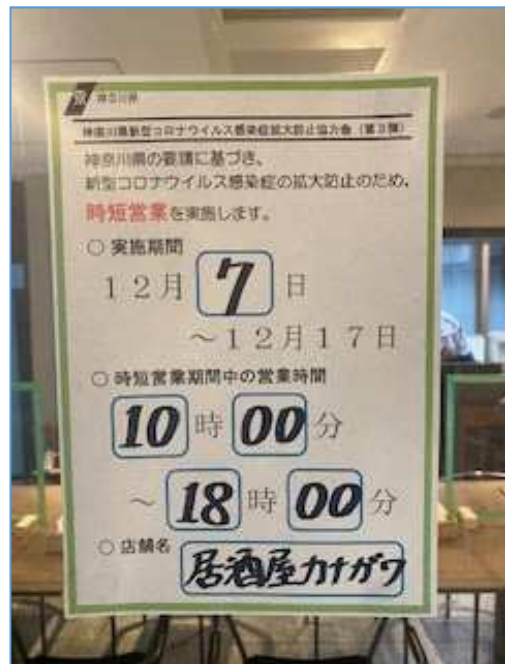
1. 交付申請書・誓約書
2. 振込先の通帳（見開き部分）等の写し
3. 食品衛生法に基づく、飲食店の営業許可証の写し
4. 酒類を提供していることがわかる写真など（メニューなど）
5. 従来営業時間がわかる写真など（看板など）
6. 店先に時短営業の案内を掲示した写真など
7. 本人確認書面（個人事業主）

【イメージ】

▼提出書類4



▼提出書類6



詳しくは、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3弾）
ホームページをご覧ください

神奈川 協力金 第3弾

